

温室効果ガス削減計画に係るQ & A

《問1》条例の目的

Q 温室効果ガス削減計画書は、なぜ提出が必要で、その結果をどう生かすのか。

A 県は、国の地球温暖化対策推進法に基づき、地域の温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進する責務を負っています。

また、本県の温室効果ガス削減目標を達成するためには、産業や業務部門における排出量削減が重要となってきます。令和3年3月に策定した「第3次広島県地球温暖化防止地域計画」では、産業部門を含めた総量削減に取り組むこととしており、その効果等を把握し、進行管理することが必要です。

その一つの手法として、広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）により事業者の自主的な取組の状況を把握し、取組を効果的に推進するための県の施策に役立てることとしています。

《問2》省エネ法など他法令との関係

Q エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）などの法律に基づき国へ計画書等を提出しているのに、県に改めて提出する必要があるか。国に対し報告している省エネ法に基づく「定期報告書」や地球温暖化対策推進法に基づく「温室効果ガス算定排出量等の報告書」で代替可能ではないか。

A 国の温室効果ガス排出量の公表制度では、事業所の温室効果ガスの種別ごとの総排出量の把握は可能です。

しかし、省エネ法に基づく報告は、エネルギー使用量の実態把握を目的としており、条例に基づく報告等とは、目的が異なります。

県は、事業者の削減努力や県地球温暖化防止地域計画に基づく産業・業務部門の目標の達成状況を把握するため、温室効果ガス削減計画に基づく実施状況や排出量に関する数量的な目標の達成状況を報告していただくこととしています。

Q 国への報告書と県への報告書の統一化や原単位での目標設定の考え方の統一化等について考慮してほしい。

A できる限り省エネ法による国への報告と県への報告の内容の統一化を図っています。

なお、県地球温暖化防止地域計画では総量削減による目標設定を行っているため、県への報告については、排出量を削減目標とする場合についての記載をお願いしているところです。やむを得ない場合には、原単位を削減目標とする場合について記載しても差し支えありません。

Q 事業者のコスト情報となりうる原燃料別の数値は、企業の国内国外競争力に影響を及ぼす恐れがあるため、提出すべきではないのではないか。

A 原燃料別の数値ではなく、全ての事業活動を対象とした温室効果ガス排出量等の報告を求めることとしています。

Q 省エネ法の定期報告を県に提出してはいけないのか。同様の書類を作成するのは負担が多い。

A 省エネ法の定期報告は、情報公開請求をした場合にあっては、エネルギー種別の使用量など非開示項目が含まれていますが、県条例により提出された書類は、申請書の鑑を除き、全て公表を前提とした内容としています。また、できる限り事業者の負担軽減に配慮した様式としており、御理解をお願いします。

《問3》 広島市条例との関係

Q 広島市の条例（広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例）においても、同様の計画書についての作成義務があるが、県条例との関係はどうなるのか。

A 県条例では、省エネ法に基づく第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等が対象となりますが、広島市内に設置されている第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等に係る計画書等については、県条例第105条に定める適用除外規定に基づき、県への提出は不要です。

Q 県条例は広島市を除く県域の事業者のエネルギー使用量の合算が1,500kl以上の事業者を対象とするのか。それとも、事業所単位か。

A 県条例の対象は、第一種・第二種エネルギー管理指定工場等であり、事業所単位です。

《問4》 排出量削減義務

Q この制度により温室効果ガス排出量について削減義務が課されるのか。

A この制度は、温室効果ガス削減に係る事業者の自主的な取組を促進することを目的としており、温室効果ガス排出量についての削減義務を課すものではありません。

Q 日本国内の複数地域に事業所を持つ企業の場合は、一地域では排出量が増加しても企業全体としては排出量を低減する総合的な対策を進めてきているため、事業所ごとの計画とすべきではなく、全社での計画、提出とすべきである。

A 全国に事業所があり、県内の事業所分のみ作成することが困難、あるいは適当でない場合には、全国の事業所を対象としたものでも構いませんが、その際は可能な限り、県内事業所分（広島市内事業所分を除く）についても併記してください。

《問5》 温室効果ガス削減計画書及び実施状況報告書の公表

Q 削減計画書や実施状況報告書を自ら公表するとはいかなる手段で行えばよいのか。

A 事業者のホームページへの掲載や事業所への備付け、CSR報告書などによる公表が考えられますが、事業者により適切な手法を判断してください。

Q 様式23号及び様式23号の2は、電子データでの提出は不要か。

A 様式23号及び様式23号の2も併せて提出していただきますが、担当者氏名などの記載

があるため、県ホームページの公表時には削除します。

Q 県が公表するのに、なぜ、事業者も自ら公表する必要があるのか。

A この制度は、事業者の自主的な取組の促進を目的としており、条例施行時から事業者自らの公表が基本となっています。

Q 県による公表の範囲、事業者による公表の範囲と方法について教えてほしい。(CSR報告書だと、県に提出する計画書、報告書ほど内容が充実していないがよいか。)

A 県は、様式23号及び様式23号の2を除いた計画書、報告書を公表します。事業者におかれましては、県に提出した計画書等をそのまま事務所で閲覧していただくことも可能ですし、CSR報告書などにおいて、事業者が適切と認める内容で公表していただいても問題ありません。

《問6》 勧告

Q 特定事業者に該当しているのに計画書を提出しない場合や削減目標を達成できない場合は、ペナルティーを科せられるのか。

A 対象事業者であって、その義務を果たしていない場合は、条例第101条第1項の規定により、県知事は提出を勧告することとなります。また、削減目標を達成できない場合は、勧告の対象とはなりません。

《問7》 書類提出の義務者

Q 会社の場合の書類提出の義務者は、代表取締役でなければならないのか。

A 通常代表取締役ですが、条例で求められている計画書の策定等の遂行について、明確に権限を受任している場合は、その役職者名で提出することができます。

《問8》 変更計画書の提出

Q 計画書を大幅に変更する場合は、変更後の計画書の提出が必要とあるが、大幅な変更とはどの程度のものをいうのか。

A 計画期間の変更や会社全体の計画の変更、設置主体の統廃合などに伴い、県に提出している温室効果ガス削減計画書の目標などが大きく変わる場合などが考えられます。詳しくは、提出窓口へお問い合わせください。

Q 変更計画の提出時期は速やかにとあるが、計画の改定時期は年度末が一般的である。提出時期は、実施状況報告書と同様7月末でよいか。

A 期間満了や変更に伴う計画を改正する場合、速やかに提出してください。(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第74条第4項)